

平成27年12月7日

参 考 資 料

住民監査請求の結果について
（「湘南国際村県有地管理」に関する件）

逗子市在住の県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

なお、監査の結果の概要をまとめましたので、併せて添付いたします。

- | | | |
|---|-------------|------------|
| 1 | 請求書を文書收受した日 | 平成27年10月8日 |
| 2 | 請 求 人 | 県民1名（男性） |
| 3 | 請求結果の決定日 | 平成27年12月4日 |
| 4 | 請求結果の概要等 | 別紙のとおり |

（問い合わせ先）

神奈川県監査事務局総務課

副事務局長兼課長 西

副課長 長谷川

電 話 045(285)5053～4

住民監査請求の結果の概要 (「湘南国際村県有地管理」に関する件)

1 監査の結果

平成27年10月8日に受理した住民監査請求について、請求のうち、駐車料金の請求を求めることについては、監査委員の合議により請求人の主張には理由がないと認め、平成27年12月4日、請求を棄却した。

また、無断駐車の実態を知ったにもかかわらず放置しているとの内容については、住民監査請求の対象に当たらないため、却下した。

2 請求の要旨

政策局地域政策課の職員は、湘南国際村県有地に無断で近隣ホテルの車両が駐車されている事実を知ったにもかかわらず、これを放置し、かつ、同ホテルに駐車料金の請求をしないため、請求するなどの処置を求めるものである。

3 判断の理由

(1) 県有地としての財産管理を怠る事実の有無

請求人が無断で駐車されている事実があると主張する湘南国際村県有地は、湘南国際村B・C地区に所在する「仮設駐車場」(地番：横須賀市湘南国際村2丁目2388番24、面積：約9,100㎡)で、当該仮設駐車場は、利用時間をおおむね午前7時から午後9時までとし、それ以外の時間は利用させないこととして、県が出入口の開閉等の業務を委託した(株)湘南国際村協会が出入口をロープで封鎖してこれを示している。

そのような中、(株)湘南国際村協会から夜間駐車の情報を受けた地域政策課の職員が、平成26年4月29日に、近隣ホテルの担当者に注意を促したことや、平成27年10月7日及び同月23日にも、同ホテルの担当者への聴取により、夜間駐車の実態を把握するとともに夜間駐車しないことを誓約する回答を口頭で受けていることが認められる。

近隣ホテルの車両が県有地に夜間駐車されていることに対し、地域政策課は、事実を把握した都度、同ホテルの担当者に注意等を行っていることが認められるが、仮設駐車場の入口に、利用時間や利用に当たっての注意事項等を利用者に周知する案内を表示するなどの措置は行われておらず、また、地域政策課の説明によれば、これまでにいくつかの目的外利用の事例が湘南国際村協会から報告されているとのことであり、本件土地の管理に当たり、なお改善する余地があったと認められる。

しかしながら、法第242条第1項に規定する「財産の管理」について、最高裁判所第一小法廷平成2年4月12日判決及び横浜地方裁判所平成20年5月14日判決を踏まえると、住民監査請求の対象となるのは、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られるものである。

本件の場合、県有財産が不法に占拠されている状態にあるものではなく、利用を認めていない夜間の時間帯に無断駐車が行われているというものであり、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財産管理行為を怠っているものとまでは認められず、むしろ、公の目的に供用するについて支障のない状態に維持することを目的とする公物管理上の問題とみるのが相当である。

したがって、県有地に無断で夜間駐車されている事実があったことは認められるものの、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実には当たらないので、住民監査請求の対象にはならない。

(2) 債権としての財産管理を怠る事実の有無

県有地に無断で駐車されたことに対し、県に行使すべき債権が発生するとすれば、県に財産的損害が発生している場合か、又は、近隣ホテル側に駐車料金等の未払いによる不当利得が生じている場合であると考えられる。

先ず、県に財産的損害が発生しているかについては、本件夜間駐車が財産的価値を減少するおそれが生じている場合でないことは前記(1)のとおりである。

次に、近隣ホテル側に駐車料金等の未払いによる不当利得が生じているかについてであるが、当該仮設駐車場は、利用料金が設定されておらず、駐車料金は徴収されない。仮に、地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可した場合、同法第225条の規定に基づき、使用料を徴収することができることとされている。この点についてみると、本件夜間駐車は私的な理由によるものであり、行政財産の使用許可が認められる場合に当たるとは言い難い。また、認められない場合でも、使用許可を受けて行政財産の使用料を支払っている者との公平性を勘案する必要があると思われるが、県が当該仮設駐車場の使用を許可した案件はこれまでないことから、その必要性も見当たらない。

したがって、県有地に無断で駐車されたことによる損害賠償請求権又は不当利得返還請求権たる債権が発生しているとは認められない。

よって、債権としての財産管理を怠る事実は認められない。

以上により、湘南国際村県有地の管理に関し、請求人が、駐車料金の請求を求めることについては理由がない。

また、その他の部分については、住民監査請求の対象に当たらない。

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	太	田	眞	晴
同	小	川	久	仁子
同	茅	野		誠

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成27年10月8日に受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求のうち、駐車料金の請求を求めることについては棄却し、その余の請求は却下する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成27年10月8日付けで提出された請求書の内容

（内容は原文「主旨」のまま。ただし、漢字の誤変換を除く。また、請求書では個人名の姓を記載しているが、請求の対象である県職員を除き、姓については記号化し、同一の姓は同一記号で表記した。）

主旨

県委託業者

湘南国際村協会が管理委託された、横須賀国際村県有地を無断で近隣ホテルに駐車させている。

担当部署地域政策課 能勢課長。篠原

その事実知ったにもかかわらず、近隣ホテルに駐車料金の請求を昨年度も含めて実施せず。

国際村協会の本委託契約の担当者氏名を聞くが答える必要がないと拒否。

国際村協会の警備室のX氏が伝えた。X課長へ訪ねるも10月6日、私は担当でない 警察を呼ぶと発言、協会にXという課長は1人だとX課長に』確認した。

当事者への公務員法並びに委託業務者にたいして厳正な処置を望む

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

電磁的記録 請求人と近隣ホテル従業員との通話内容を録音したもの

(同ホテルのマイクロバスの駐車について、同ホテル従業員が、その事実を認めた上で「よろしくない」と発言している。)

第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件(以下「請求要件」という。)を具備しているものと認め、平成27年10月8日付けで受理した。

なお、請求人から提出された「事実を証する書面」は、書面ではなく電磁的記録に当たるが、録音の内容を書面形式とする場合、肉声は分からなくなり、証拠能力が損なわれるおそれがあるため、書面形式によらないやむを得ない事情があるものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求のうち、請求要件を満たすものは、政策局自治振興部地域政策課(以下「地域政策課」という。)が所管する湘南国際村県有地において、地域政策課の職員が、無断で駐車されている事実を知ったにもかかわらず、これを放置し、かつ、駐車料金の請求をしないため、請求するなどの処置を求める部分であるから、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるかについてを監査対象事項とした。

なお、地域政策課の職員が湘南国際村協会の担当者の氏名について回答を拒否したとの部分については、請求要件を満たしておらず、住民監査請求制度の対象とはならない。そして、地方公務員法に係る部分についても同様に対象とはならない。

また、法第242条第1項は、住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるとき」に請求できると規定しており、県知事若しくは委員会若しくは委員又は県職員の財務会計上の行為又は怠る事実が対象であることから、県職員以外の委託業者に係る部分については、住民監査請求制度の対象とはならない。

2 請求人への陳述機会の付与

陳述の希望の有無について、請求人に対し、再三意思の確認を行ったが、本件監査請求の受理日から48日経過した中で、希望の申し出はなかった。

(平成27年10月30日)

監査事務局職員が、18時頃、電話により、請求人に陳述の希望を確認したところ、回答は得られず、同年11月2日に再度電話するよう依頼を受けた。

(同年11月2日)

監査事務局職員が、13時頃、再度電話をし、陳述の希望を確認したところ、回答は得られなかった。

(同年11月17日)

監査事務局総務課長名で、陳述の希望の有無を確認したいので同月26日までに連絡いただきたい旨の文書を簡易書留で送付した。

(同年11月19日)

監査事務局職員が、18時頃、電話をしたが繋がらず、留守電に、職員の名前と再度電話をかける旨のメッセージを入れた。

(同年11月20日)

監査事務局職員が、13時頃、電話をしたが繋がらず、留守電に、職員の名前と再度電話をかける旨のメッセージを入れた。

監査事務局職員が、17時頃、再度電話をしたところ、請求人から後にかけてほしいとの返答があり、時間を確認したところ、切断された。

監査事務局職員が、19時頃、再度電話をしたが繋がらなかった。(留守電メッセージは入れていない。)

(同年11月24日)

監査事務局職員が、17時頃、電話をしたが繋がらず、留守電に、職員の名前、陳述会の件で電話をしたこと及び再度電話をする旨のメッセージを入れた。

(同年11月25日)

監査事務局職員が、14時頃、電話をしたが繋がらず、留守電に、陳述会の件で電話をしたこと及び文書を送付しているが陳述会を希望する場合は同月26日までに連絡してほしい旨のメッセージを入れた。

請求人から、14時半頃、別件について電話があったが、陳述を希望する申し出はなかった。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、湘南国際村県有地の管理を所管する地域政策課を選定し、平成27年11月16日(月)に第一監査室において、職員調査を実施した。

地域政策課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 本件請求対象の土地(駐車場)について

ア 財産管理上の属性について

対象地の場所は、湘南国際村B・C地区に所在する仮設駐車場（以下「仮設駐車場」という。）である。

所在地（横須賀市湘南国際村2丁目2388番24）の土地面積は153,681㎡で、うち約9,100㎡を仮設駐車場として供用している。

仮設駐車場を含む湘南国際村B・C地区の県有財産上の区分は、行政財産である。

イ 取得の経過及び現在の土地の形態について

湘南国際村は、昭和63年6月に県が公表した湘南国際村基本計画（以下「当初計画」という。）に基づき、三井不動産株式会社（以下「三井不動産」という。）が防災工事、造成工事、施設整備事業を進めてきた。

しかしながら、湘南国際村を取り巻く社会・経済情勢の変化に伴い、当初計画どおりに事業化を図ることが困難となったことから、平成18年10月に当初計画を改訂し、湘南国際村改訂基本計画（以下「改訂計画」という。）を策定した。

改訂計画の地区計画では、本格的な基盤整備に着手していない湘南国際村B・C地区の地区計画が抜本的に見直され、「大楠山の緑を活用した地区」と位置付け、緑の再生と保全を図り、村内居住者や来村者が憩い、安らぎ、学び、交流するとともに、健康を育む場としての緑の空間の創造と、緑陰滞在型の国際交流拠点としての機能向上を高める地区」（以下「改訂後のB・C地区計画」という。）とされた。

こうした地区計画の変更を受け、三井不動産は、平成21年10月20日、湘南国際村B・C地区を県に無償譲渡し、無償譲渡を受けた県では、改訂後のB・C地区計画に基づき当該地区を利用することとし、現在に至るまで、緑の保全・再生・活用の中核として、民間セクターと連携し、植樹や自然教育をはじめとする事業に取り組んでいる。

なお、仮設駐車場については、三井不動産が県に無償譲渡する以前から、湘南国際村のまちづくりを進めるため、駐車場として利用していたものである。

このため、無償譲渡を受けた県としても、村内居住者や来村者、その理念に賛同して湘南国際村で活動している企業等の従業員の利便を向上し、もって改訂計画を着実に推進していくためには、引き続き、駐車場が必要と判断したところである。

県は、駐車場としての新たな設備を施しておらず、湘南国際村B・C地区の本格的な利用が決定するまでの間、暫定的に供用しているという意味合いで仮設駐車場としている。

ウ 現在の利用（管理）目的について

仮設駐車場は、「改訂計画を着実に推進する」という行政目的を達成するために利用に供している行政財産であることから、改訂後のB・C地区計画や、A地区計画（学术交流、人材交流、技術交流、文化交流の拠点）に沿って利用する場合には、目的内の利用となる。

このため、仮設駐車場の利用に当たっては、行政庁舎の利用者向けの駐車場と同様に、特段の手續を要しないこととしており、また、料

金は徴収しない。

ただし、夜間（おおむね21時から翌朝7時）については、目的内の利用が想定されず、また、近隣する住宅地の良好な環境を維持する必要もあることから、仮設駐車場の出入口をロープで封鎖し、その利用を禁止している。

また、駐車以外の目的の活動（車中での宿泊、ラジコン等の操縦、動物の放し飼い・訓練等）については、「改訂計画を着実に推進する」という行政目的に合致しないことから、その利用を禁止している。

エ 管理について

(ア) 管理者

仮設駐車場の管理に関する事務は、神奈川県県有財産規則第17条の規定により、「湘南国際村計画に関すること」を事務分掌とする地域政策課が所掌している。

しかしながら、地域政策課において、隔地にある仮設駐車場を直接管理することは困難なので、株式会社湘南国際村協会（以下「湘南国際村協会」という。）に管理業務を委託している。

具体的には、県と湘南国際村協会は、「湘南国際村B・C地区維持点検業務委託契約」を締結しており、このうち、仮設駐車場に関連する業務としては、「出入口の開閉」、「巡視日報の作成及び報告」、「安全確保上の応急措置及び報告」などがある。

このため、湘南国際村協会では、この契約に基づき、適正に業務を遂行しており、直近では、夜間、反復継続的に仮設駐車場に自動車を持ち入れ、そこで寝泊まりをしている者について、湘南国際村協会から地域政策課に対して報告があったことから、双方の担当者が協議し、警察に通報した事例がある。

(イ) 管理規程の制定の有無

これまで、仮設駐車場の管理に関しては、いくつかの目的外利用の報告はあったものの、そのような利用が常態化することはなかったことから、夜間、出入口をロープで封鎖すれば、管理規程を制定しなくても、管理上、特に問題が生ずることはなかった。

そうした中、前述のとおり、夜間、反復継続して仮設駐車場に自動車を持ち入れて、そこで寝泊まりする者が現れ、近隣住民にも不安が広がったことから、今般、これまでの取扱いを明確化することとし、「湘南国際村B・C地区「仮設駐車場」管理・運営要領」を定め、平成27年10月23日から施行するとともに、同日、利用に当たっての注意事項等を記載した案内を仮設駐車場に表示した。

(ロ) 利用可能な時間帯

昼間（おおむね7時から21時まで）

(ハ) 利用料金の設定の有無

行政庁舎の利用者向けの駐車場と同様に、利用料金は設定していない。

(ニ) 日常的又は定期的に行っている保全業務の内容

湘南国際村協会に委託している日常的な保全業務としては、出入口の開閉（開：7時／閉：21時）やフェンス、不法投棄・ゴミ等

の確認がある。

(カ) 出入口の開閉方法

ロープによる。ただし、平成27年12月1日からは、ロープにより出入口を封鎖した際には、併せて施錠を行うこととした。

(キ) 使用を許可している事案の有無

行政財産の目的外使用許可の申請がなされた事案が1例あるが、拒否処分（不許可）としたところである。

なお、仮設駐車場の一部の区画を占有し、独占的かつ継続的に利用する場合には、民間の賃貸駐車場と同様の利用形態となることから、このような場合には、近傍類似の民間賃貸実例を勘案して貸付料を算定の上、地方自治法第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付けを行うこととしており、過去、貸付けが妥当と判断されたものについて、いくつかの事案がある。

(ク) 本来の目的又は使用許可の内容とは異なる利用があった場合の管理者の対応

目的外使用を発見したときは、管理受託業者である湘南国際村協会の担当者が注意を促すこととしている。

このうち、反復継続性が認められるなど、その態様が悪質な場合には、前述のとおり、湘南国際村協会と地域政策課が協議し、退去させるために必要な措置を講じている。

(ケ) (ク)に関連して、当該違反者に対し、使用許可における使用料に相当する金額などを請求するケース

地方自治法制上、行政財産の目的外使用許可を受けずに行政財産を目的外使用した者に対し、事後的に使用料又はその相当額を徴収することができる旨の規定は存しない。

このため、そうした違反者に対して使用料の相当額を請求しようとする場合には、民事上の損害賠償請求によらざるを得ないこととなる。

しかしながら、その請求に当たっては、損害額を確定しなければならないところ、そもそも、使用料の相当額をそのまま損害額として請求する合理的な根拠を見出すことはできず、また、使用許可を受けずに目的外使用をしていた期間を特定することも困難であることから、実際の請求までには、多くの時間とコストを費やさなければならないこととなる。

このように、徴収できる額と、徴収に要する時間やコストを比較衡量すれば、最少の経費で最大の効果をあげることが求められる行政の立場からは、違反者に対して損害賠償請求をすることができるケースは極めて稀と言わざるを得ず、地域政策課では、これまでに、請求したケースはない。

(2) 本件住民監査請求について

ア 無断駐車の実態の有無について

請求者が摘示する「近隣ホテル」と思われるYのマイクロバスが、夜間、仮設駐車場に駐車していたことについては、請求人からの目的

外使用許可申請において、「近隣のホテルのマイクロバスも無断駐車をしているのに、何故、自分だけが退去させられるのか」との請求人の弁明を契機に、平成27年10月7日、その内容を把握した。

同日、地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に、電話で事実関係を聴取したところ、「駐車頻度は月2、3回であり、そのうち運転手が月に1回かあるかないかの割合で朝まで置き忘れていたことがあった。今後は、夜間の駐車はしないよう、社内周知とルールの遵守について誓約する。」との回答があり、また、同月23日に直接会った時も同じ回答があった。

同ホテルのマイクロバスについては、平成26年4月29日に、管理受託者である湘南国際村協会から夜間駐車の通報を受けた地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に注意を促した経緯があるので、再びの指導となったものであるが、この間、湘南国際村協会又は地域政策課において、同ホテルによる仮設駐車場の夜間使用を許容した事実はない。

なお、平成26年4月29日の件に関しては、湘南国際村協会が4日連続での夜間駐車を確認したため、地域政策課に通報があったものである。地域政策課に通報する基準については、特に定めておらず、湘南国際村協会の判断に任せている。湘南国際村協会は、出入口の開閉時に駐車場内の状況を確認している。

文中の「Y」は、該当のホテル名を記号で表記したものの。

イ 無断駐車に対する料金請求の有無について

同ホテルのマイクロバスが、以前、地域政策課の職員から注意喚起を受けたことがあるにもかかわらず、仮設駐車場に夜間駐車していたという事実が認められたが、反復継続的な行為ということはできず、「朝まで置き忘れていた」という態様からは、特段の悪意を認めることもできない。

また、同ホテルでは、夜間、無断で駐車していたことを深く反省し、再発防止の誓約も行っている。

このため、地域政策課としては、このような態様の「無断駐車」に対して、多くの時間と経費を費やしてまで、損害賠償請求権を行使する必要はあるとは考えていない。

(3) 本件請求に対する見解について

以上のとおり、地域政策課の職員には、その管理する仮設駐車場について、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」はないので、このような請求は棄却されるべきである。

また、「当事者への公務員法並びに委託業者にたいして厳正な処置を望む」との請求については、そもそもが住民監査請求制度のらち外と思われ、その意味を理解することができないので、地域政策課として、何らの見解を示すこともできない。

なお、請求人は、仮設駐車場を管理する地域政策課及びその管理業務を受託している湘南国際村協会において、仮設駐車場を適正に管理して

いないと主張しているようであるが、請求人のいう「無断」で仮設駐車場に駐車している者に対し、両者が協力して、断固たる態度で退去を求めていることは、請求人本人が、最もよく理解するところである。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 本件請求対象地の属性について

ア 名称

仮設駐車場

イ 所在地、面積及び整備状況

(ア) 所在地

横須賀市湘南国際村2丁目2388番24(湘南国際村B・C地区内)

(イ) 面積

約9,100㎡

(ウ) 整備状況

地域政策課への職員調査の結果によれば、県は、駐車場としての新たな設備を施しておらず、湘南国際村B・C地区の本格的な利用が決定するまでの間、暫定的に供用しているという意味合いで仮設駐車場としている。

ウ 所有者及び財産区分

(ア) 所有者

神奈川県

(イ) 財産区分

行政財産

エ 取得の経過及び現在の利用目的

(ア) 取得の経過

湘南国際村B・C地区について、県の計画に基づいて湘南国際村の施設整備等を実施していた三井不動産から、平成21年10月20日、無償譲渡を受けた。

(イ) 現在の利用目的

県は、三井不動産が県に無償譲渡する以前から湘南国際村のまちづくりを進めるため駐車場として利用していた経緯や、来村者、村内居住者及び湘南国際村で活動する企業等の従業員の利便を向上し、もって改訂計画を着実に推進していくため、引き続き、駐車場として利用することとしている。

なお、行政庁舎の利用者向けの駐車場と同様に、特段の手続を要しないこととしており、また、料金も徴収しないこととしている。

(2) 仮設駐車場の管理について

ア 管理者

仮設駐車場の管理に関する事務は、神奈川県県有財産規則第17条の規定により、湘南国際村計画の推進に関する事務を分掌する地域政策課が行うが、平成22年度から、湘南国際村協会に管理業務を委託している。

イ 委託業務の内容

平成27年度湘南国際村B・C地区維持点検業務委託契約書に添付されている「湘南国際村B・C地区維持点検業務委託仕様書」には、仮設駐車場に係る委託業務について、仮設駐車場(250台)出入口開閉等となっており、詳細は次のとおり記載されている。

「仮設駐車場(250台)出入口開閉等」

(ア) 業務概要

A地区との隣接部にある仮設駐車場の適正利用を図るため次のとおり管理を行う。

(イ) 実施頻度等

a 頻度等 毎日

開 7:00

閉 21:00

(上記を目安に、季節・利用状況に応じて別途時間を指示する)

b 1回当たりの作業時間 各30分程度

c 実施体制 1名以上

(ウ) 業務箇所

仮設駐車場

(エ) 業務内容

- ・ 出入口ロープの開閉を行う。
- ・ 「仮設駐車場開閉・巡視日報」(様式3)により、1か月ごとに県に報告する。
- ・ 仮設駐車場周囲フェンスの小規模修繕(工具等で簡易に修繕可能なもの)を行う。
- ・ 不法投棄、危険行為(跡)(火気、バイク乗入等)の有無の確認を行う。
- ・ 簡易なゴミ拾いを行う(作業時間内に実施できる限りで行い、拾いきれない場合には速やかに県に報告する。また、ゴミの処分は原則として県が行う)。
- ・ 安全確保上必要があるときは応急措置を施すとともに、直ちに県に報告する。

なお、地域政策課への職員調査の結果によれば、出入口に監視員は置かれていない。

ウ 管理規程の制定の有無

県は、平成27年10月23日に「湘南国際村B・C地区「仮設駐車場」管理・運営要領」を施行するまでは、管理規程を定めていなかった。

また、同日に、利用に当たっての注意事項等を記載した案内が表示され

るまでは、仮設駐車場には利用者向けの案内が表示されていなかった。

エ 利用可能な時間帯

毎日、おおむね7時から21時まで

オ 利用料金の設定の有無

利用料金は設定されていない。

カ 日常的に行っている保全業務

業務委託契約に基づき、湘南国際村協会は、出入口の開閉及びフェンス、不法投棄、ゴミ等の確認を行うこととされている。

キ 出入口の開閉方法

平成27年11月30日まではロープによる。同年12月1日からは、ロープにより出入口を封鎖する際、併せて施錠を行うこととされている。

ク 使用許可の有無

当該仮設駐車場において、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づいて県が使用を許可した事例はこれまでない。

(3) 近隣ホテルのマイクロバスの駐車について

地域政策課への職員調査の結果によれば、地域政策課が把握し対応した内容は次のとおりであった。

ア 平成26年4月29日

湘南国際村協会から夜間駐車の情報を受け、地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に注意を促した。

なお、この夜間駐車の情報、湘南国際村協会が4日連続での夜間駐車を確認したため、地域政策課に情報が入ったものである。地域政策課に情報する基準については、特に定めがなく、湘南国際村協会の判断に任せられている。また、夜間駐車の確認方法については、湘南国際村協会が出入口の開閉時に駐車場内の状況を確認している。

イ 平成27年10月7日

平成27年10月5日付けで請求人が地域政策課に提出した申請書に関して、申請人（請求人）から、「近隣ホテルのマイクロバスも無断駐車をしている」との発言があり、その発言を契機に、地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に電話で事実関係を聴取したところ、「駐車頻度は月2、3回であり、そのうち運転手が月に1回あるかないかの割合で朝まで置き忘れていたことがあった。今後は夜間の駐車はしないよう、社内周知とルールの遵守について誓約する。」との回答を受けた。

ウ 平成27年10月23日

地域政策課の職員が、同ホテルの担当者に直接会って話をしたところ、同月7日の電話の回答と同じ回答を受けた。

(4) 仮設駐車場に無断駐車をした者への料金請求（損害賠償請求）の有無

当該仮設駐車場において、県が損害賠償請求をした事例はこれまでない。

2 判断の理由

本件監査請求は、地域政策課の職員が、湘南国際村県有地に無断で駐車されている事実を知ったにもかかわらず、これを放置し、かつ、駐車料金の請求をしないため、請求するなどの処置を求めるもので、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるかについて、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

なお、判断に当たっては、県有地としての財産管理と債権(駐車料金の請求)としての財産管理の二つの観点から行うこととする。

(1) 県有地としての財産管理を怠る事実の有無

請求人が無断で駐車されている事実があると主張する湘南国際村県有地は、湘南国際村B・C地区に所在する「仮設駐車場」(地番：横須賀市湘南国際村2丁目2388番24、面積：約9,100m²)で、当該仮設駐車場の管理に関する事務は、湘南国際村計画に関する事務を所掌する地域政策課が行っている。

当該仮設駐車場は、利用時間をおおむね午前7時から午後9時までとし、それ以外の時間は利用させないこととして、県が出入口の開閉等の業務を委託した湘南国際村協会が出入口をロープで封鎖してこれを示している。

そのような中、湘南国際村協会から夜間駐車の情報を受けた地域政策課の職員が、平成26年4月29日に、近隣ホテルの担当者に注意を促したことや、平成27年10月7日及び同月23日にも、同ホテルの担当者への聴取により、夜間駐車の実態を把握するとともに夜間駐車しないことを誓約する回答を口頭で受けていることが認められる。

近隣ホテルの車両が県有地に夜間駐車されていることに対し、地域政策課は、事実を把握した都度、近隣ホテルの担当者に注意等を行っていることが認められるが、仮設駐車場の入口に、利用時間や利用に当たっての注意事項等を利用者に周知する案内を表示するなどの措置は行われておらず、また、地域政策課の説明によれば、これまでにいくつかの目的外利用の事例が湘南国際村協会から報告されている。このことからすると、本件土地の管理に当たり、なお改善する余地があったと認められる。

しかしながら、法第242条第1項に規定する「財産の管理」について、最高裁判所第一小法廷平成2年4月12日判決では、「法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」「上告人らの右行為は、(中略)本件土地の森林(保安林)としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当」と判示

されている。また、横浜地方裁判所平成20年5月14日判決では、「住民訴訟の対象となるのは、同法242条1項所定の普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実に限られる。そして、住民訴訟制度が、上記財務会計上の違法な行為又は怠る事実を予防又は是正し、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としていることに鑑みれば、財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為に限り、財務会計上の行為としての財産管理行為に当たり、住民訴訟の対象となり得るものというべきである。」、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地（地方自治法238条1項1号）が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法242条1項所定の財産管理を違法に怠る事実当該するものと解することができる。」と判示されている。このことから、財産の管理を怠る事実のうち、住民監査請求の対象となるのは、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られるものである。

本件の場合、県有財産が不法に占拠されている状態にあるものではなく、利用を認めていない夜間の時間帯に無断駐車が無断的に行われているというものであり、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財産管理行為を怠っているものとまでは認められず、むしろ、公の目的に供用するについて支障のない状態に維持することを目的とする公物管理上の問題とみるのが相当である。

したがって、県有地に無断で夜間駐車されている事実があったことは認められるものの、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実には当たらないので、住民監査請求の対象にはならない。

なお、地域政策課では、本件土地の管理を改善するため、利用者の遵守事項を明確にした、「湘南国際村B・C地区「仮設駐車場」管理・運営要領」を定め、平成27年10月23日から施行するとともに、同日、利用に当たったの注意事項等を記載した案内を仮設駐車場に表示しているところである。

(2) 債権としての財産管理を怠る事実の有無

請求人は、地域政策課の職員が湘南国際村県有地に無断で駐車されている事実を知ったにもかかわらず、駐車料金の請求をしないと主張している。つまり、県は無断駐車による利用料相当額を徴収すべきであるとの主張と解するが、県有地に無断で駐車されたことに対し、県に行使すべき債権が発生するとすれば、県に財産的損害が発生している場合か、又は、近隣ホテル側に駐車料金等の未払いによる不当利得が生じている場合であると考えられる。

まず、県に財産的損害が発生しているかについては、本件夜間駐車が財産

的価値を減少するおそれが生じている場合でないことは前記(1)のとおりである。

次に、近隣ホテル側に駐車料金等の未払いによる不当利得が生じているかについてであるが、当該仮設駐車場は、利用料金が設定されておらず、駐車料金は徴収されない。仮に、地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可した場合、同法第225条の規定に基づき、使用料を徴収することができることとされている。この点についてしてみると、本件夜間駐車は私的な理由によるものであり、行政財産の使用許可が認められる場合に当たるとは言い難い。また、認められない場合でも、使用許可を受けて行政財産の使用料を支払っている者との公平性を勘案する必要があると思われるが、県が当該仮設駐車場の使用を許可した案件はこれまでないことから、その必要性も見当たらない。

したがって、県有地に無断で駐車されたことによる損害賠償請求権又は不当利得返還請求権たる債権が発生しているとは認められない。

よって、債権としての財産管理を怠る事実は認められない。

3 結論

以上により、湘南国際村県有地の管理に関し、請求人が、駐車料金の請求を求めることについては理由がない。

また、その他の部分については、住民監査請求の対象に当たらない。